

## 備南水道企業団請負工事成績評定結果の公表要領

(目的)

第1条 この要領は、備南水道企業団が発注する請負工事の成績評定結果の公表についての取扱いを定める。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、工事検査合格通知書及び工事成績評定通知書（検査様式3，以下「評定通知書」という。）とする。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、前条の評定通知書を検査合格日から1ヶ月を経過した後、翌月の初めに備南水道企業団事務所で行うものとする。

(公表の期間)

第4条 公表の期間は、公表した年度を含めた3年度までとする。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。